

## 災害復旧・復興計画

## 災害復旧・復興計画資料 1 事業別国庫負担等一覧

## 事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	市 国道	堤防、護岸、水制、床止	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市施行1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤	〃	〃
	砂防設備	国道	治水上施行する砂防施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設(防波堤を含む。)	道施行1カ所 60万円以上	〃
	地すべり防止施設	国道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国 その都度決定 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	国道	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	国、道施行1カ所 120万円以上	〃
	道路	市 国道	橋梁、側溝、暗渠、路面、肩道路、渡船場	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市施行1カ所 60万円以上	〃
	港湾	市 管理組合 国	水域施設(航路、泊地、船だまり) 外かく施設(防波堤、水門、堤防)係留施設(岸壁、浮標) 臨港交通施設(道路)	国施行1カ所 500万円以上 管理組合施行1カ所 120万円以上 市施行1カ所 60万円以上	〃
	漁港	市 国道	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市施工1カ所 60万円以上	〃
	下水道	市 道	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行1カ所 120万円以上 市施行1カ所 60万円以上	〃
公園等	〃	都市公園及び特定地区公園(カントリーパーク)の街路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃	

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
空港法	空港	市 国 道	基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン)、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設 (道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く。)	1施設 120万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	市 土地改良区等 道	農地	1カ所 40万円以上	5/10(通常) 8/10、9/10 (高率該当分)
	農業用施設	市 道土地改良区等	用排水路、頭首工、揚水施設、農業用道路 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設	〃	6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)
	林業用施設	市 道 組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～6.5/10 (通常) 7.5/10 ～ 10/10 (高率該当分)
	漁業用施設		沿岸漁場整備開発施設、漁港施設	〃	6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10
水道法	水道施設	市	水道用水供給事業 上水道 簡易水道 飲料水供給施設 (給水対象人口50人以上100人以下の施設)	その都度決定 水道用水供給、上水道 災害時の給水人口×110円以上 市の場合 最低 80万円以上 簡易水道、飲料水供給施設 災害時の給水人口×90円以上 市の場合 最低 40万円以上	1/2
土地改良法	農業用施設	開発局	土地改良事業法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業	1地区 500万円以上(1カ所 75万円以上のものの合計額)かつ当該年度残事業費の100分の1を超える額	8.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)
			基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区等に管理委託を了した施設	1カ所 2,000万円を超えるもの	〃
公営住宅法	公営住宅	市 道	公営住宅	毎年国から示される	2/5～3/4

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
生活保護法	保護施設	町道 社会福祉法人 日赤	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上 設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	市道 社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等	〃	1/2 または 1/3
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設	〃	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター等	〃	1/2
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設	〃	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム	〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	道、 社会福祉法人	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃
児童福祉法	児童福祉施設	市道 社会福祉法人 日赤	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上(保育所については、40万円以上)	設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上(保育所については、30万円以上)
母子及び寡婦福祉法	母子福祉施設	市道 社会福祉法人	母子福祉センター、母子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設	市道 非営利法人等	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関	市	感染症指定医療機関	災害復旧費協議額1件につき60万円以上	1/2
	感染症法予防事業	〃	感染症予防、ねずみ族、昆虫の駆除等	各種事業による	〃
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校	市道	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校(盲学校、聾学校、養護学校)及び幼稚園の施設	建物、工作物、土地整備 道 80万円以上 市 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 市 30万円以上	2/3 (離島 4/5)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	〃	都市計画法第 18 条、第 19 条又は第 22 条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路(道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。)で道路法第 18 条第 2 項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道 120 万円以上 市 60 万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(自然公園を除く。)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が 3 万 m <sup>3</sup> 以上であるもの、又は 2 千 m <sup>3</sup> 以上の一団をなす堆積土砂又は 20m 以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量 2 千 m <sup>3</sup> 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市 60 万円以上	〃

**災害復旧・復興計画資料2 網走市災害弔慰金の支給等に関する条例**

昭和50年4月1日

条例第23号

**第1章 総則**

(目的)

**第1条** この条例は、災害により被害を受けた市民に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「政令」という。）に定める災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行うほか、市が災害見舞金を支給して市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、現に本市の区域内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている者をいう。

**第2章 災害弔慰金の支給**

(災害弔慰金の支給)

**第3条** 市長は、市民が政令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

**第4条** 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により前2項の規定により難いときはこれらの規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

**第5条** 災害弔慰金の額は、災害により死亡した者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、1人当たり500万円とし、その他の場合にあっては、1人当たり250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

**第6条** 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

**第7条** 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別の事情があるため市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

**第8条** 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し必要がある場合には、遺族に対し書類の提出又は報告を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

**第9条** 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該住民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

**第10条** 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

**第11条** 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付)

**第12条** 市長は、政令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対しその生計の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

**第13条** 災害援護資金の1災害当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額が、その家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
  - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
  - ウ 住居が半壊した場合 270万円
  - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円
  - イ 住居が半壊した場合 170万円
  - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
  - エ 住居の全体が滅失した場合 350万円
- なお、エ中の「滅失」には、全壊、全焼、流失のすべてを含むものであること。
- (3) 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情があると市長が認め、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 第1号ウによる被災の場合 350万円
  - イ 前号イによる被災の場合 250万円
  - ウ 前号ウによる被災の場合 350万円
- 2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、据置期間を5年とすることができる。

(利率)

**第14条** 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率は延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

**第15条** 災害援護資金は、半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、政令第8条から第12条までの規定によるものとする。

## **第5章 災害見舞金の支給**

(災害見舞金の支給)

**第16条** 災害見舞金の支給については、規則で定める。

## **第6章 補則**

(委任)

**第17条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

## **附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

### **附 則 (平成16年条例第10号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**災害復旧・復興計画資料3 網走市災害見舞金の支給に関する規則**

平成4年10月12日

規則第12号

(目的)

**第1条** この規則は、災害等により被害を受けた市民に対し、市が災害見舞金を支給して市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災により被害が生じることをいう。
- (2) 市民 網走市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1項第2号に規定する市民をいう。

(支給対象及び災害見舞金の額)

**第3条** 市長は、市民が災害等により住居に被害を受けた次の各号の一に該当する世帯主又は被災者若しくは死亡した者の遺族に対し、別表に定める被害区分に応じ災害見舞金の支給を行うものとする。ただし、支給を行う死亡した者の遺族の支給範囲及びその順位については、条例第4条の規定を準用する。

- (1) 住居が全焼、全壊の被害を受けた世帯
- (2) 住居が半焼、半壊の被害を受けた世帯
- (3) 住居が床上浸水の被害を受けた世帯
- (4) 14日以上入院を要する負傷をした者
- (5) 死亡した者

2 1災害について、前項各号に掲げる2以上の被害に該当する場合における災害見舞金の額は、それぞれの合算した額とする。

3 前2項に定めるもののほか、特に市長が必要と認めた場合は、災害見舞金の支給を行うことができるものとする。

(死亡の推定)

**第4条** 災害等の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、条例第6条の規定を準用する。

(支給の制限)

**第5条** 災害見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 遺族が条例第3条に規定する災害弔慰金の支給を受けた場合
- (2) 条例第7条第2号の規定に該当する場合
- (3) 条例第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けた場合
- (4) その他市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続等)

**第6条** 市長は、災害見舞金を支給するときは、災害見舞金被害状況調査書(別記様式)により被害状況の調査をし、支給の認定をした後、災害見舞金を支給するものとする。

(補則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。



## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成4年9月11日から適用する。

## 附 則（平成15年規則第14号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

被害区分	支給の単位	見舞金額（円）	
		単身世帯	二人以上世帯
住居が全焼、全壊した場合	1世帯につき	30,000	50,000
住居が半焼、半壊した場合	1世帯につき	20,000	30,000
床上浸水	1世帯につき	10,000	20,000
負傷した場合	1人につき	20,000	
死亡した場合	1人につき	50,000	

様式 略

## 災害復旧・復興計画資料 4 罹災証明書

(整理番号)

## 罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 <sup>※</sup> の 所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物  
のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

網走市長

## 災害復旧・復興計画資料5 被災者生活再建支援制度の概要

### 1 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）  
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可等の特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

### 2 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

### 3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

#### ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

#### ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

4 支援金の支給申請

(申請窓口)	市町村
(申請時の添付書面)	①基礎支援金： り災証明書、住民票 等
	②加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃金等） 等
(申請期間)	①基礎支援金： 災害発生日から13月以内
	②加算支援金： 災害発生日から37月以内

5 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
- 基金が支給する支援金の1／2に相当する額を国が補助。

## 災害復旧・復興計画資料 6 居住安定支援制度

### 1 制度の概要

居住安定支援制度は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援制度を拡充する制度として平成 16 年に創設されました。

### 2 対象世帯

- ①住宅が「全壊」又は「半壊しやむなく解体」した世帯
- ②火砕流等により長期間避難を余儀なくされた世帯
- ③住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯  
(大規模半壊世帯)

### 3 支給限度額及び対象経費（支給限度額まで概算払い（前払い）可）

世帯主の年収、年齢等	世帯数	支給限度額	①～④	⑤～⑧
年収 ≤ 500 万円	複数	300 万円	100 万円	200 万円
	単数	225 万円	75 万円	150 万円
・世帯主が 45 歳以上で 500 万円 < 年収 ≤ 700 万円 ・世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯で 500 万円 < 年収 ≤ 800 万円	複数	150 万円	50 万円	100 万円
	単数	112.5 万円	37.5 万円	75 万円

① 生活に必要な物品の購入費又は修理費

② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

③ 住居移転費又は交通費

④ 住宅を賃借する場合の礼金

⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費

(50 万円が限度)

⑥ 住宅の解体（除却）・撤去・整地費

⑦ 住宅の建設、購入のための借入金等の利息

⑧ ローン保証料その他住宅の建替等に係る諸経費

※大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100 万円が限度。補修のための借入金等の利息を含む）

※長期避難解除世帯は特例として更に①、③の経費について支給限度額の範囲内で 70 万円を限度に支給

※他の都道府県に移転する場合は⑤～⑧それぞれの支給限度額の 1 / 2

### 4 補助金の交付

被災者生活再建支援法人が支給する支援金の 1 / 2 に相当する額を国が補助